

1. 基本情報（令和5年5月1日現在）

人口	30,515人	保護率	0.47%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数	8.25/月				
プラン作成件数	7.50/月				
就労支援対象者数	0.42/月				
就労・増収率（%）	0.01				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	×	○	×	×	○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	市職員（保護係長、生活困窮者就労支援員、子育て支援担当、家庭相談員、学校教育指導主事等） 市社会福祉協議会職員（自立相談支援担当） スクールソーシャルワーカー・地域若者サポートステーション その他ケースに応じた担当職員等
会議の内容	・地域において関係機関が把握している個々の情報を共有し、必要となる支援体制の検討を行うことを目的として開催。 ■生活に困窮する子どもがいる世帯及び高齢者が居る世帯等で複合的な課題を抱えるケース等の情報を共有。
開催方法等	毎月1回、2時間程度、市福祉事務所等
その他特記事項	

4. 会議設置までのプロセス

設置前

会議の構成員に対する守秘義務を明確にし、構成員同士が生活困窮者に関する情報共有と早期に必要な支援を行うために設置。

課題等の整理
【10ヶ月前】

困窮状態にあると思われ、何らかの支援が必要であるのにも関わらず、相談受付にまで辿り着けないケースが存在し、これらのケースには、関係機関の会議構成員に守秘義務を課せることにより、対象ケースの情報共有を図り、これまで支援に繋がっていないケースや緊急性の高いケースに対し、スムーズな支援を検討することができる。

設置に向けて

関係部署への
参加の依頼
【6ヶ月前】

・庁内外の関係部署（生活保護、就労支援、子育て支援、学校教育、社会福祉協議会等）に対し、会議の構成員となってもらうため、会議の趣旨等について説明。
・会議設置の必要性についても説明を行い、理解を得よう努めた。

設置要綱の
策定
【3ヶ月前】

・生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づき、国の示すガイドラインや会議の先進設置市の事例を参考とし、困窮制度担当課で作成。

令和4年4月 事業開始

会議開催

・開催実績：12回（令和4年度）
・複合的な課題を抱えるケースが増えていることから、支援会議を通じて把握できた情報を基に、各関係機関において可能な支援策及びまずは対象ケースへの声掛けなど、真に支援が必要なケースの掘り出しと具体的な支援を検討することができた。